

寄居町手話言語条例を制定しました

町では『寄居町手話言語条例』を制定しました。この条例は、手話が言語であることを理解し、地域が一体となって手話を使いやすい環境をつくり、耳が聞こえない・聞こえにくい人も、そうでない人も、お互いの人格と個性を尊重し合える社会の実現を目指す条例です。誰もが安心して暮らすことが

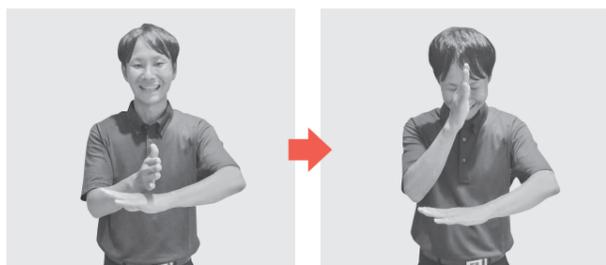
きる地域社会を目指し、施策を推進していきます。条例の制定に当たり、寄居町聴覚障害者協会や寄居町手話サークル「元気会」の皆さんにご協力をいただきました。



手話ってどんなものがあるの？
日常生活で使える簡単な手話をご紹介します。



【こんにちは】
顔を時計に見立て、人差し指と中指を眉間に当てながら、少し頭を下げます。



【ありがとう】
手の甲に他方の手を直角に乗せ、その手を上げながら頭を下げます。



【おつかれさま】
片手で握りこぶしをつくり、反対の腕の手首周辺を軽くトントンと2回たたきます。

ご参加ください！手話教室

「手話に興味はあるけれど、始めるきっかけがない」、「なんとなく難しそう」という方に向けて、聴覚障害者協会による手話教室が開催されます。

日時 10月22日～令和7年1月28日
毎週火曜日 午後7時～8時30分

場所 中央公民館

申し込み 寄居町聴覚障害者協会
☎ ☎ 048・584・6734
※受付時間は午後6時～9時

寄居町聴覚障害者協会とは？

寄居町聴覚障害者協会は令和4年6月に設立された団体です。日常生活を安心して暮らせるよう、各障害者団体やボランティア団体と連携・情報交換し手話言語を通して共生社会の実現、いきいき暮らせる環境を目標として活動しています。令和6年度から、手話教室も開催しますので、ぜひご参加ください。

寄居町手話サークル「元気会」とは？

手話を通じて、聴覚障害者への理解と社会福祉の向上を目指し、日常生活での交流を通じて、聴覚障害者が社会参加しやすいよう協力しているサークルです。主な活動は、手話技術向上を目的とした、サークル活動や学習会の開催。町内小学校に赴き、福祉教育への協力を行っています。

特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当のご案内

重度の障害を有し、日常生活において介護等を要する状態にある方に対して、負担の軽減を図るために支給される手当があります。各種手当の支給には申請が必要となります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

▼申請・問い合わせ／福祉課 ☎581・2121内線125

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

▼対象／20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方

※特定の施設に入所中の方、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している方は支給の対象外となります。

▼手当額／月額2万8840円
(令和6年度)

障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

▼対象／20歳未満で、身体障害者手帳の1級の一部および2級の1級の方、療育手帳(A相当)の方、ならびに精神障害・血液疾患等で同程度の障害を有する方

※特定の施設に入所中の方、障害を支給事由とする年金を受給している方は支給の対象外となります。

▼手当額／月額1万5690円
(令和6年度)

在宅重度心身障害者手当

在宅重度心身障害者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とした手当です。

▼対象(※1)
①身体障害者手帳1級または2級の方

②療育手帳(A)またはAの方
③精神障害者保健福祉手帳1級の方
④超重症心身障害児

⑤特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の方

※65歳以上で新たに障害者手帳を取られた方は対象外となります。
▼手当額／月額5000円
(9月と3月に6カ月分ずつ支給)

※住民税非課税が受給条件となります。

※特別障害者手当等を受給した場合や特定の施設(※2)に入所等した場合は支給停止となります。

▼その他

○特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設(※2)を退所等されると、在宅重度心身障害者手当を受給できる場合があります。65歳未満で未申請の方は、福祉課へご連絡ください。

○在宅重度心身障害者手当が支給停止中の方で、特別障害者手当等の資格を喪失された場合や特定の施設(※2)を退所等されると支給停止が解除できますので、該当する場合は福祉課へご連絡ください。

(※1)在宅重度心身障害者手当を既に申請されていた方で、平成22年1月1日より前に、特別障害者手当等の受給が開始となった方や特定の施設に入所等した方は、在宅重度心身障害者手当が喪失扱いとなっておりますので、福祉課で再申請の手続きが必要となります。

(※2)特定の施設に関しては、福祉課へお問い合わせください。

☎福祉課 ☎581・2121内線121